



# 令和6年度 静岡県看護職員修学資金 貸与者募集のしおり (4次募集用)

この「静岡県看護職員修学資金」は、将来、静岡県内で看護職員（看護師、保健師、助産師、准看護師）として勤務する意欲を持った皆さんを支援するためのものです。

看護職員の養成施設（学校・養成所）に在学する学生で、卒業した後に静岡県内において看護職員の業務に従事しようとする方に対し、予算の範囲内で修学資金を貸与します。

また、看護職員の免許を取得した後に、静岡県看護職員修学資金貸与規則（以下「貸与規則」）で定める医療機関等において継続して5年間（過疎地域等で勤務した場合は貸与期間分）勤務した場合は、貸与した修学資金の返還が免除されます。

県のホームページでも情報を提供していますので、参考にご覧ください。



生きがいと健康づくりイメージキャラクター  
「ちゃっぴー」©静岡県

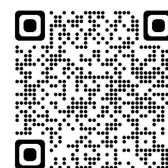
<全体のながれ>

内 容		事務手続き（申請者）
1年目 （新規）	11月 募集	⇒ ○貸与申請（新規）
	12月 審査・決定（12月下旬頃）	
	1月	⇒ 指定の口座へ支払い
	⋮	貸与【Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期分】
	3月	・借用証書提出
2年目以降 （継続）	4月 募集（3月中旬～5月上旬）	○貸与申請（継続）
	5月 審査	
	6月 決定（6月中旬頃）	
	7月	・誓約書提出
	8月	⇒ 貸与【Ⅰ期分・Ⅱ期分】 指定の口座へ支払い
	⋮	
	12月	⇒ 貸与【Ⅲ期分】 指定の口座へ支払い
	⋮	
3月	・借用証書提出	
（国家試験等合格・養成施設卒業）		○裁量猶予申請
引き続き 5年間※	1年目	} ・業務従事届等提出（毎年度）
	2年目	
	3年目 返還免除対象施設において看護職員の業務に従事	
	4年目	
	5年目	
全額免除		○当然免除申請

※ 県の区域内の過疎地域等において従事した場合、全額免除に必要な従事期間が「5年間」から「貸与を受けた期間に相当する期間」に短縮されます。

★修学資金に関して不明な点は、下記までお気軽にお問い合わせください。

静岡県健康福祉部 地域医療課 看護師確保班  
 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号  
 電話番号 054-221-2407・3762（直通）  
 E-mail chiikiiryou@pref.shizuoka.lg.jp



看護職員修学資金 HP

## 1 貸与対象者

将来、看護職員の資格を取得し、静岡県内に所在する「返還免除対象施設」において看護職員として就業する意思のある方で、以下の①～④の養成施設に在学する者

- |                                   |
|-----------------------------------|
| ① 看護師を養成する大学（短期大学を含む）             |
| ② 助産師を養成する大学（短期大学を含む）             |
| ③ 保健師、助産師、看護師又は准看護師を養成する養成所（専門学校） |
| ④ 看護師を養成する高等学校（5年一貫課程）            |

※この修学資金は、学資として貸与するものであり、生活費を援助するためのものではありません。

※現時点で静岡県外に就職又は返還免除対象施設以外に就業することが明確な場合は、貸与の対象にはなりません。

## 2 貸与月額

年間分を3期に分けて口座振込により貸与します。

養成課程	区 分	貸与額
保健師 助産師 看護師	国（独立行政法人国立病院機構等を含む） 又は地方公共団体の設置する養成所等	月 32,000 円（年間 384,000 円）
	上記以外の者の設置する養成所等	月 36,000 円（年間 432,000 円）
准看護師	国（独立行政法人国立病院機構等を含む） 又は地方公共団体の設置する養成所	月 15,000 円（年間 180,000 円）
	上記以外の者の設置する養成所	月 21,000 円（年間 252,000 円）

## 3 貸与期間

貸与期間は、在学する養成施設の正規の修業年限内とします。ただし、助産師の養成施設については、履修期間が複数年の場合は最終学年の1年間のみ貸与となります。

貸与決定は年度ごとに行います。次年度も引き続き貸与を希望する場合は、改めて、継続貸与申請手続が必要です。

## 4 連帯保証人

貸与を受けるには、以下の①～③の条件を満たす2名の連帯保証人が必要です。

申請にあたっては、連帯保証人の予定者をあらかじめ決めておいてください。

- |   |
|---|
| ① 貸与決定者が <u>未成年の場合、連帯保証人のうち1名は必ず法定代理人</u> とすること                           |
| ② 2名の連帯保証人は、それぞれ <u>別に独立して生計を営む者</u> であること（同住所の場合は、生計が別であることの証明が必要となります。） |
| ③ <u>法的に保証能力を有し、万一応募者が返還できなくなったときに代わりに弁済する資力を有する者</u> であること               |

※貸与決定後、連帯保証人2名の誓約書への実印の押印及び印鑑登録証明書の提出をお願いする予定です。

## 5 返還の免除

以下の①から③の条件すべてを満たした場合は、返還債務が全額免除されます。

なお、返還債務の免除条件のうち、返還免除対象施設での従事期間が5年に満たない場合であっても、修学資金の貸与を受けた期間以上従事した場合は、返還債務の一部免除を受けることができます。

- ① 看護職員養成施設の最終学年で受験する国家試験等（准看護師養成課程については准看護師試験）に合格すること  
△最終学年で受験する国家試験等に不合格だった場合は貸与を受けた修学資金全額を返還することになります。
- ② 看護職員の免許を取得後直ちに、貸与規則で定める「返還免除対象施設」において看護職員としての業務に従事すること
- ③ 返還免除対象施設において、引き続き5年間（県の区域内の過疎地域等において従事した場合は、貸与を受けた期間に相当する期間）、看護職員の業務に従事すること

<返還免除対象施設>

静岡県内に所在する以下の施設を「返還免除対象施設」とします。

### 1 看護師・保健師・准看護師課程の卒業者

- ① 病床数 200 床未満の病院
- ② 精神病床が 80%以上を占める病院
- ③ ハンセン病療養所
- ④ 診療所
- ⑤ 医療型障害児入所施設
- ⑥ 児童福祉法第 7 条第 2 項の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関
- ⑦ 介護老人保健施設
- ⑧ 介護医療院
- ⑨ 訪問看護等事業所
- ⑩ 県の区域内の過疎地域等をその区域に含む町（保健師のみ可）

### 2 助産師課程の卒業者

- ① 分娩を取扱う病院
- ② 分娩を取扱う診療所
- ③ 助産所
- ④ こども家庭センター

## 【県の区域内の過疎地域等において従事した場合の制度】

卒業後、過疎地域等に所在する返還免除対象施設で従事した場合、返還債務の免除に係る勤務期間が5年間から貸与期間に相当する期間に短縮されます。

＜例＞ 3年間貸与を受けた場合

- 過疎地域等でない返還免除対象施設 → 5年間勤務で全額免除
- 過疎地域等にある返還免除対象施設 → 3年間勤務で全額免除（短縮）

○過疎地域等とそれ以外の地域とで従事した場合

過疎地域等で従事した期間については5年間換算した従事期間として算出します。

＜5年間換算の計算式＞

$$5 \text{年間換算した従事期間 (ヶ月)} = \frac{5 \text{ (年間)} \times \text{過疎地域に従事した期間 (ヶ月)}}{\text{貸与年数 (年)}}$$

## 6 返還の規定

### (1) 返還事由

以下の①～④の条件いずれかに該当する場合は、修学資金の返還債務が発生します。

- ① 修学資金の貸与契約が解除されたとき
- ② 看護職員養成施設を卒業後1年以内に看護職員の免許を取得しなかったとき  
※最終学年で受験する国家試験（准看護師養成課程は准看護師試験）に不合格だったとき
- ③ 看護職員の免許取得後、直ちに返還免除対象施設において看護業務に従事しなかったとき
- ④ 返還債務の全額免除条件を満たす前に看護業務外の理由により死亡し、又は返還免除対象施設で看護業務に従事しなくなったとき

### (2) 返還方法

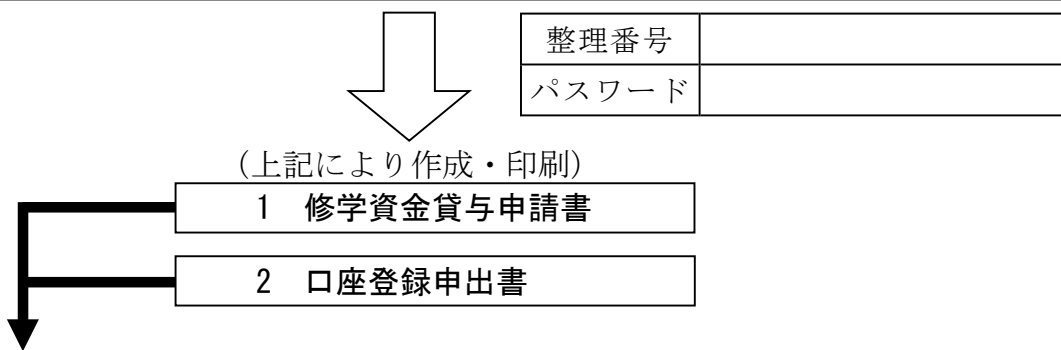
- ・返還方法は、「月賦」、「半年賦」（年2回払い）での均等払い、「一括払い」のいずれかの方法を選択していただきます。
- ・返還期間は、貸与期間と同じ月数の範囲内で返還していただきます。なお、返還期間途中での繰り上げ返還も可能です。
- ・この修学資金は無利息ですが、返還金の納入期限を遅延した場合には年10.75%の延滞利息が生じます。

## 7 新規貸与申請手続き

(1) ふじのくに電子申請サービスで、申込みを行ってください。

### ふじのくに電子申請サービス

- ① インターネット上で「ふじのくに電子申請サービス」と検索
- ② 「【ふじのくに 電子申請サービス】手続き申込」のページをクリック
- ③ 手続き申込の検索キーワードに「看護職員修学資金」と入力し検索
- ④ 「(新規用) 令和6年度 看護職員修学資金貸与者募集」を選択
- ⑤ 「利用者登録せずに申し込む」を選択(利用者登録しての申込みも可)
- ⑥ 必要事項を入力し「確認へ進む」を選択
- ⑦ 「PDF プレビュー」を選択しPDF 出力  
→ **出力したデータを印刷**してください。
- ⑧ 「申し込む」を選択
- ⑨ 申込完了後、**整理番号とパスワードが発行されますので必ず保管**してください。



(2) 下記の必要書類を提出してください。

	必要書類	注意事項	確認
1	修学資金貸与申請書(様式第1号)	・(1) で作成	<input type="checkbox"/>
2	口座登録申出書	・(1) で作成	<input type="checkbox"/>
3	在学証明書	・令和6年度発行のもの ・在学年の記載があるもの	<input type="checkbox"/>
4	申請者本人の住民票の写し	・令和6年度発行のもの	<input type="checkbox"/>
5	(申請者本人が住民票を移している場合) 申請者と生計を共にしている者の住民票の写し	・世帯主との続柄の記載があるもの ・個人番号(マイナンバー)の記載不要	<input type="checkbox"/>
6	申請者本人と生計を同じにしている者の令和5年分の源泉徴収票又は確定申告書の写し	・生計を同じにしている者で、収入のある者は全員提出(離れて住んでいる場合も含む) ・申請者本人が前年に就業していた場合は、本人分も提出すること ・パート等の場合も提出すること	<input type="checkbox"/>
7	履歴書(別紙様式)	顔写真を貼付し必要事項を記入すること	<input type="checkbox"/>
8	振込先金融機関口座確認書類 及びチェック表(別紙)	・振込先の金融機関口座確認書類の写し(通帳の写し等)を貼付すること。 ・チェックリストにチェックをつけること。	<input type="checkbox"/>

※提出いただいた書類は、看護職員修学資金の事務以外の用途には使用しません。

## 貸与申請の手続きが完了!

※貸与決定後に誓約書の提出をお願いする予定です。

## 8 提出方法

### ○静岡県内の養成施設に在学する者

提出先：在学する養成施設の学生課等

提出期限：養成施設の学生課等の指示に従ってください。

### ○静岡県外の養成施設に在学する者（通信制の養成所も含む）

提出先：〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県健康福祉部 地域医療課 看護師確保班

提出期限：令和6年12月6日（金）必着

## 9 貸与者の決定

貸与者の決定は、令和6年12月下旬に書面にてお知らせします。

## 10 よくある質問

Q1	貸与の申請にあたって、所得制限等の選考基準はありますか？
A1	家族の収入等による所得制限はありません。 ただし、 <u>応募多数となった場合、所得等の基準から選考させていただく場合があります。</u>
Q2	他の奨学金の貸与を受けています（受ける予定です）が、申請することができますか？
A2	本制度は、他の奨学金の貸与を受けていても（受ける予定であっても）申請することができます。 ただし、他の奨学金の返還免除条件により、 <u>卒業後の就業先として、本県の返還免除対象以外の施設に制限されている場合は申請できません。</u>
Q3	返還免除となる対象施設を知りたいです。また、過疎地域とは具体的にどこになりますか？
A3	県が作成している「静岡県病院名簿」や「診療所名簿」が参考となりますので、県HP等で確認ください。また、過疎地域等については、県HP「静岡県看護職員修学資金貸与制度について」に掲載しています。（1ページのQRコードから御確認ください。） 就職先として想定している病院等が、返還免除対象施設かどうか確認したい場合は、担当課（054-221-2407）までご連絡ください。
Q4	国家試験等に合格しなかった場合、直ちに資金の返還を求められますか？
A4	ただちに返還となります。
Q5	従事期間中に勤務先を変えることはできますか？
A5	可能です。ただし、新しい勤務先が返還免除対象外施設である場合は、返還となりますので、事前にご相談ください。 また、退職・転職等により病院等に所属していない状態は「引き続き業務に従事」していないこととなります。 <u>退職した月の翌月から業務を再度開始する場合のみ、「引き続き業務に従事している」とみなします。</u>



修学資金貸与申請書

令和〇年〇月〇日

静岡県知事 鈴木 康友 様

通学のため居住している  
住所を入力（マンション、  
アパート名等を忘れず）

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住所 静岡市葵区××町〇-〇  
〇〇〇〇アパート ■■号室

フリガナ チイキ カンゴ

氏名 地域 看護

（平成〇年〇月〇日 生）

電話番号（携帯） 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

電話番号（自宅） 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

メールアドレス △△△△@△△△.jp

静岡県看護職員修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

在学している 養成施設等	名称	〇〇看護専門学校		入学年月	令和〇年4月
	所在地	静岡市葵区追手町〇-〇			
	課程 (専攻)	看護師3年課程		卒業(修了) 予定年月	令和〇年3月
	在学年	2年生			
学歴	令和〇年3月		〇〇〇高等学校		卒業
貸与を希望 する理由	姉や弟の学費で大変苦しく、親の負担を軽くしたいので、貸与を希望します。なお、卒業後は、貸与規則に定める返還免除対象施設において看護職員の業務に従事します。 1~300文字以内で貸与を希望する理由を入力すること 本修学資金を生活費に充てたいという理由は認められない 考慮して欲しい特殊事情がある場合は、証明となるものを添付すること				
家族の 状況	続柄	氏名	年齢	職業(勤務先又は学校名)	年収(税込み)
	父	地域 〇〇	53 歳	自営業(職種を記載)	3,500,000 円
	母	地域 □□	49 歳	〇〇株式会社(パート)	1,000,000 円
	姉	地域 △△	21 歳	〇〇大学	円
	弟	地域 〇〇	17 歳	〇〇〇高等学校	前年度の源泉徴収票又は確定申告書の金額を 記入すること 転職等により今年度の年収と乖離する場合は 余白に手書きで理由を記入すること
他の修学資金 の受給・借受 け状況	修学資金名		日本学生支援機構(申請中)		36,000 円
<input type="checkbox"/>	該当する場合はチェック!		該当する場合はチェック!		円

実家から離れて通学している場合（実家の住所及び電話番号を記入）

〒 〇〇〇-〇〇〇〇 住所： 〇〇市〇〇××〇-〇

電話番号： 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇



(記入例)

口座登録申出書

令和〇年〇月〇日

静岡県知事 鈴木 康友 様

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇  
住所 静岡市葵区××町〇-〇  
〇〇〇〇アパート ■■号室  
氏名 地域 看護  
電話番号(携帯) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

次のとおり登録してください。

氏名(カナ)	チイキ カンゴ	
氏名(漢字)	地域 看護	
郵便番号	〇〇〇-〇〇〇〇	
住所	静岡市葵区××町〇-〇 〇〇〇〇アパート ■■号室	
金融機関名	〇〇銀行	〇〇支店
金融機関名コード	〇〇〇〇	〇〇〇
預金種別	普通	
口座名義人(カナ)	チイキ カンゴ	
口座番号	〇〇〇〇〇〇〇	

金融機関コードを記入(4桁+3桁)※通帳等で確認

必ず本人名義の口座とすること

7桁に満たない場合には、左側を0埋めすること

履 歴 書

(令和 年 月 日現在)

3か月以内に撮影した脱帽上半身正面向きの写真を貼付してください。 (縦4.5cm横3.5cm)	(ふりがな) 氏 名				
	生年月日	年 月 日生 (満 歳)			
	現住所等	〒 ー 電 話 ( )			
学 歴 ※ 1	学校名	学部・専攻科名	所在地(県・市)	在学期間	卒・中退
	高校			年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
職 歴	勤務先名等		職種、役職名等	在職期間	
				年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
資格・免許					
過去の本修学資金 利用の有無※2	有・無 (有の場合：決定番号 号、貸与年度 年度～ 年度)				
備 考					

※1 学歴は、現在在学している養成所まで記入すること。

※2 例：過去に准看護師課程在学時に貸与を受け、今回看護師課程にて貸与を希望している場合 等。

## 振込先金融機関口座確認書類及びチェック表

### 1 振込先金融機関口座確認書類

振込先金融機関口座確認書類

写し貼付け

通帳（口座番号が書かれた部分）のコピー

### 2 チェックリスト

#### チェックリスト

以下の項目について必ず御確認の上、確認後はチェック欄（□）にレを入れてください

- ① 電子申請により申込みをしたか
- ② 登録を希望する口座番号と添付した通帳のコピーの口座番号が一致しているか
- ③ 履歴書は記載漏れ、記載誤りがないか
- ④ 提出書類に漏れはないか